

京都市地球温暖化対策条例 改正骨子（案）

平成 22 年 7 月 京都市

改正の趣旨

- ・京都市は、2004（平成 16）年 12 月、全国初の地球温暖化対策に特化した条例として「京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）」を制定しました。
- ・条例では、2010（平成 22）年までに温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比 10% 削減することを目標に掲げ、これまで、市民、事業者の皆様とともに取組を進めてきました。
 - *2008（平成 20）年の市内温室効果ガス排出量(速報値)は 1990（平成 2）年比で「11.7%減少」でした。
- ・世界は、今日、地球温暖化対策の大きな一歩となった「京都議定書」に基づく第一約束期間（2008（平成 20）～2012（平成 24）年）を迎え、地球温暖化に関する科学的な知見を踏まえて、より実効的な次の国際的枠組みに向けて大きく動き出しています。
- ・我が国においても、2020（平成 32）年に 25%削減（1990（平成 2）年比）を掲げ、その実現に向けた様々な施策が検討されているところです。
- ・京都市においても、こうした地球温暖化対策に関する社会情勢の大きな変化や条例の目標年次（2010（平成 22）年）が迫ったことを踏まえ、2009（平成 21）年 8 月、「京都市環境審議会（以下「審議会」という。）」に対し、条例改正の基本的な考え方について諮問しました。
- ・条例改正は、審議会の部会として設置された「地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）」において、集中的に御審議いただきました。
- ・委員会では、将来の京都の低炭素社会像を 6 つの観点から描き、その実現に向けた対策案について、活発な議論が重ねられたところです。

京都の低炭素社会像の 6 つの観点

「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」
 「森を再生し「木の文化」を大切にするまち」
 「エネルギー創出・地域循環のまち」
 「環境にやさしいライフスタイル」
 「環境にやさしい経済活動」
 「ごみの減量」

- ・2010（平成 22）年 7 月 7 日、審議会から条例改正の基本的な考え方に関する答申をいただきましたので、この度、同答申を踏まえ、条例改正の骨子案をまとめました。

改正の内容

1 削減目標

- ・ 世界では、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2度以内にとどめるという共通認識のもと、2050（平成62）年までに、温室効果ガス排出量を世界全体で半減し、先進国では80%以上削減すべきとの合意が醸成されつつあります。
- ・ 京都市は、これに応え、京都議定書誕生の地として、また、「環境モデル都市」として、一人一人が地球温暖化問題に向き合い、自ら考えて行動することにより、将来的には温室効果ガス排出量を大幅に削減した「低炭素社会」の実現を目指します。
- ・ また、市民、事業者の皆様と目標を共有し、着実に取組を推進するため、その実現に向けた削減のプロセスを明らかにする中期（2030（平成42）年）目標とそこに至るまでの中間（2020（平成32）年）目標を掲げ、先導的な取組を推進します。

条例の改正点

- ① 長期目標として、温室効果ガス排出量を大幅に削減した「低炭素社会」の実現を目指すことを掲げます。
- ② 温室効果ガス排出量の中期的な削減目標として、2030（平成42）年度までに1990（平成2）年度比「40%削減」を規定します。
- ③ 中期的な削減目標の着実な達成に向け、中間年である2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度比「25%削減」を規定します。

2 各主体の責務

- ・ 目標の達成には、京都市、事業者、市民及び観光旅行者等が協働し、取組を進めることが必要であり、現行条例には、それぞれの責務が規定されています。
- ・ 地球温暖化対策の一層の推進には、電気やガスといったエネルギーを供給する事業者（以下「エネルギー供給事業者」といいます。）も重要な役割を担うことから、その責務について新たに規定します。

条例の改正点

- ① エネルギー供給事業者は、エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策に取り組む責務を有すること

<参考>現行条例に規定する各主体の責務

- 京都市** ①地球温暖化対策計画の策定・実施，②市民，事業者，NPO等の参加促進と意見の反映，③市の事務事業における取組，③市民，事業者，NPO等の活動の促進
- 市民** ①日常生活における地球温暖化対策，②市の施策への協力
- 事業者** ①事業活動に関する地球温暖化対策，②市の施策への協力
- 観光旅行者** ①市，市民，事業者，NPO等の地球温暖化対策への協力

3 京都市の地球温暖化対策

- ・京都市では，様々な施策と密接に関連して地球温暖化対策を進めています。地球温暖化対策の更なる推進のため，次のことを新たに条例上の重点施策として規定します。

条例の改正点

- ① 「平成の京町家」や長期優良住宅の普及，既存建築物の低炭素化の促進など，建築物における「エネルギー使用の合理化及び再生可能エネルギーの活用」を促進すること *現行条例の規定の拡充
- ② 公共交通機関の利用促進や駐車場施策など「交通需要管理施策」とカーシェアリングなど自動車等の共同使用を促進すること *現行条例の規定の拡充
- ③ 二酸化炭素の吸収源である森林を保全するため，森林の適切な保全及び整備に加え，地域産の木材その他の森林資源の活用を促進すること
- ④ 輸送に伴うエネルギーの少ない「地域で生産された旬の食料の購入」と「伝統の食文化や地域性を生かした食生活」に関する啓発を行うこと
- ⑤ 市街地の緑化を推進すること
- ⑥ 市民，事業者にとって重要な「見える」環境対策としての意識啓発効果に加え，すべての分野のエネルギー利用を低減する効果がある「ごみの発生抑制」及び「再利用」を徹底すること，及びごみからのエネルギー回収の最大化を図ること *現行条例の規定の拡充
- ⑦ 市民，事業者，NPOの地球温暖化対策の活動を促進するため，情報の提供に加え，エネルギー使用の合理化等について中心となって推進する人材を育成すること *現行条例の規定の拡充
- ⑧ 低炭素社会の形成に貢献する環境産業を育成・振興すること

<参考>現行条例に規定するその他の重点施策

- ・環境マネジメントシステムの普及
- ・環境物品等の情報収集，提供と市民，事業者の優先購入の促進
- ・環境教育，啓発
- ・観光旅行者等への啓発等
- ・国，他の地方自治体，NPO等との連携，国際協力
- ・地球温暖化対策を効果的に実施するための助成，税制その他経済的措置に関する調査・研究

4 京都市の率先実行

- ・地球温暖化対策の更なる推進には、京都市自らの一層の率先実行が必要です。このため、従来の取組に加え、次の取組を京都市の率先実行として新たに規定します。

条例の改正点

- ① 環境に配慮した経営を行う事業者から提供される環境物品の調達（グリーン調達）に率先して取り組むこと
- ② 公共施設等における再生可能エネルギーの利用，地域産の木材その他の森林資源の利用及び緑化の推進に率先して取り組むこと

<参考> 現行条例に規定する京都市の率先実行

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく取組の推進
- ・環境マネジメントシステムの構築及び推進
- ・環境物品等の調達
- ・公共施設の建設，管理その他の公共事業の実施に伴う地球温暖化対策の取組

5 市民の地球温暖化対策

- ・家庭からの温室効果ガスの排出量は、増加傾向にあり、大幅削減のためには、「環境にやさしいライフスタイル」への転換が不可欠です。
- ・このため、改正条例においては、次のことを新たに規定します。

条例の改正点

- ① 温度や照明を適正な状態に保つなどエネルギー使用の合理化と再生可能エネルギーの優先的な利用に努めること *現行条例の規定の拡充
- ② 自動車の使用を控えて、徒歩によること又は公共交通機関若しくは自転車の利用に努めること *現行条例の規定の拡充
- ③ 自動車の保有に代えて、カーシェアリング等による自動車の利用に努めること
- ④ 自動車を購入しようとするときは、電気自動車等のエコカー(※1)を購入するよう努めること
- ⑤ 使用することができる自動車等が複数台あるときは、温室効果ガスの排出量が少ない自動車等を使用するよう努めること
- ⑥ あらゆる部門のエネルギー使用量の低減に資するごみの徹底した減量に努めること
- ⑦ 環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、「環境にいいことする日」を中心に、環境に配慮した生活の実践に努めること

- ⑧ 輸送に伴うエネルギーの少ない「地域で生産された旬の食料の購入」と「伝統の食文化や地域性を生かした食生活の実践」に努めること

※1 エコカーとは、温室効果ガスを排出しないか、その排出量が相当程度少ない自動車

<参考>現行条例に規定する市民の日常生活におけるその他の取組

- ・温室効果ガスの排出の少ない機械器具等の使用とそれらの適切な使用に努めること。

6 事業者の地球温暖化対策

(1) すべての事業者の地球温暖化対策

- ・目標の実現には、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある業務部門（オフィス等）の対策の強化が不可欠です。また、対策が進んでいる産業部門においても、更なる積極的な取組が求められています。
- ・改正条例においては、「環境にやさしい経済活動」を実現するため、事業者の地球温暖化対策の取組として、次のことを新たに規定します。

条例の改正点

- ① 温度や照明を適正な状態に保つなどエネルギー使用の合理化と再生可能エネルギーの優先的な利用に努めること *現行条例の規定の拡充
- ② 低炭素社会の形成に貢献する産業を振興するため、環境保全活動団体、大学等と連携し、環境技術の研究開発及び環境産業の育成に努めること
- ③ 自動車の使用を控えて、徒歩によること又は公共交通機関若しくは自転車の利用に努めること *現行条例の規定の拡充
- ④ 事業者は、従業員のエコ通勤の促進に努めること
- ⑤ 自動車の保有に代えて、カーシェアリング等による自動車の利用に努めること
- ⑥ 自動車を購入しようとするときは、電気自動車等のエコカーを購入するよう努めること
- ⑦ 使用することができる自動車等が複数台あるときは、温室効果ガスの排出の量が少ない自動車等を使用するよう努めること
- ⑧ あらゆる部門のエネルギー使用量の低減に資するごみの徹底した減量に努めること
- ⑨ 環境にやさしい経済活動への転換を図るため、「環境にいいことする日」を中心に環境に配慮した取組の実践に努めること

<参考>現行条例に規定する事業者の事業活動におけるその他の取組

- ・環境マネジメントシステムの導入に努めること。
- ・温室効果ガスの排出の少ない機械器具等の使用とそれらの適切な使用に努めること。
- ・温室効果ガスの排出の少ない機械器具及び役務の提供に努めること。
- ・従業員に対し、環境教育を行うよう努めること。

(2) 特定事業者の地球温暖化対策

- ・ 現行条例において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い特定事業者(※2)に対し、排出量削減計画書及び報告書の作成、提出を義務付けています。
- ・ 特定事業者の環境経営を一層促進し、総排出量の削減をはじめ、エネルギー効率の改善や具体的な環境負荷低減の取組を評価する制度へと充実を図ることが必要であることから、次の取組を新たに規定します。

条例の改正点

- ① 環境マネジメントシステム(※3)を導入すること<義務>
- ② 自動車(新車)を購入しようとする際には、その購入台数のうち一定の割合以上を電気自動車等のエコカーとすること(※4)<義務>
- ③ エコ通勤に関する計画・取組状況を排出量削減計画書及び報告書によって市長に提出すること<義務>
- ④ 排出量削減計画書及び報告書について総合評価を受け、低評価となった事業者は追加削減対策を行うこと<義務>(市が、排出量削減計画書及び報告書を総合評価し、助言及び公表をする。)
- ⑤ 排出量削減計画書に定めた削減目標を達成するための補完的手段として、自ら温室効果ガスの排出量を削減するほか、森林整備、家庭又は中小規模事業者の地球温暖化対策の支援等を実施して得られた削減効果を自らの削減量とみなして算入することができる制度を導入すること

※2 特定事業者とは、①本市の区域内における年間のエネルギー使用量が原油換算で1500kl以上の大規模事業者等、②市内に登録している車両台数が、バス・貨物100台以上、タクシー150台以上、鉄道150両以上の大規模運輸事業者、③年間の温室効果ガス排出量(エネルギー使用以外)の合計が3000t-CO₂以上の事業者をいいます。

※3 ISO14001, KES, エコアクション21等に加え、一定の要件のもと広く認めることを想定

※4 エコカーの範囲については、広く定義することを想定

<参考>現行条例に規定する特定事業者の取組

- ・排出量削減計画書を作成し、市長に提出しなければならない。(市長が公表)
- ・定期的に排出量削減報告書を作成し、市長に提出しなければならない。(市長が公表)

(3) 中小規模事業者の地球温暖化対策

- ・ 中小企業の実施を促進するため、単独または複数社が共同で排出量削減計画書を作成・提出し、排出削減に取り組むことができる制度を新たに創設します。
- ・ また、中小企業の実施を支援するための評価、助言、融資、助成等の支援策についても講じます。

条例の改正点

- ① 中小規模事業者が共同で排出量削減計画を作成し、排出削減に取り組むことができる制度を創設すること

(4) 自動車販売店の地球温暖化対策

- ・ 自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するためには、自動車の適正な使用に加えて、電気自動車等のエコカーの普及を図ることが必要です。
- ・ このため、現行条例において規定はありませんが、自動車販売店に対し、次の取組を新たに規定します。

条例の改正点

- ① 新車を購入しようとする者に対し、自動車の環境性能情報について説明すること
<義務>
- ② 電気自動車等のエコカーの普及に努めること
- ③ 市長の求めにより、電気自動車等のエコカーの販売実績について報告をすること。また、市は報告内容を公表することができること

7 自動車利用における地球温暖化対策

- ・ 「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」の実現には、自動車利用を控え、徒歩、公共交通機関又は自転車への転換を促進することが必要です。
- ・ このため、市民、事業者の自動車利用における地球温暖化対策について、次の取組を新たに規定します。

条例の改正点

- ① 市民及び事業者は、自動車の使用を控えて、徒歩によること又は公共交通機関若しくは自転車の利用に努めること *現行条例の規定の拡充 【再掲】
- ② 事業者は、従業員のエコ通勤の促進に努めること 【再掲】
- ③ 特定事業者は、エコ通勤に関する計画・取組状況を排出量削減計画書及び報告書によって市長に提出すること<義務> 【再掲】
- ④ 自動車を購入しようとする者は、電気自動車等のエコカーの購入に努めること 【再掲】
- ⑤ 特定事業者は、自動車（新車）を購入しようとする際には、その購入台数のうち一定の割合以上を電気自動車等のエコカーとすること<義務> 【再掲】

<参考>現行条例に規定するその他の自動車利用に関する規定

- ・自動車の適正な使用・管理による自動車使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めること。
- ・自動車使用の際のアイドリング・ストップに努めること。

8 建築物における地球温暖化対策

- ・現行条例において、建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）時において、「エネルギー使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない」ことが規定されています。
- ・また、温室効果ガスの排出量が相当程度多い特定建築物(※5)に対しては、排出量削減計画書の提出を義務付けています。
- ・「森を再生し、『木の文化』を大切にすまち」及び「エネルギー創出・地域循環のまち」を実現するためには、建築物の環境性能の更なる向上が不可欠であることから、改正条例において、次のことを新たに規定します。

条例の改正点

- ① 特定建築物の新築等を行おうとする建築主は、一定量以上の地域産木材(※6)を利用すること<義務>
- ② 特定建築物の新築等を行おうとする建築主は、一定量以上の再生可能エネルギー(※7)を導入すること<義務>
- ③ 特定建築物の新築等を行おうとする建築主は、特定建築物排出量削減計画書に京都環境配慮建築物基準（CASBEE 京都）に基づく評価結果を添付して市長に提出すること。市長は、その評価結果を公表すること。
また、当該建築主は、評価結果を工事現場に表示し、分譲を行う建築物の場合には広告物にも表示すること<義務>

- ※5 新築又は増築（床面積が 2,000 m²以上（増築の場合は増築部分の面積））する建築物
 - ※6 「地域産」は市内に限らず広く定義し、一定量は〇m²以上を想定
 - ※7 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを原則とし、周辺環境、法規制その他の立地上の制約により導入が困難な場合については、代替措置を検討する。
- <参考> 現行条例に規定するその他の建築物に関する規定
- ・ 建築物の新築等をしようとする建築主は、熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギー使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

9 市街地の緑化

- ・ 現行条例において、市街地の緑化に関する規定はありませんが、民有地も含めた市街地の緑化を推進することは、都市のうるおいに加え、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化対策上の効果も期待されることから、市条例において、次のことを新たに規定します。

条例の改正点

- ① 一定規模以上の敷地面積において建築物の新築等を行おうとする者は、建築物及び敷地の緑化を行うこと(※8)<義務>

※8 対象要件等については、現在京都市内において適用されている京都府地球温暖化対策条例と同様に敷地面積 1000 m²以上とする。

